

ディスクロージャー分析～日経225銘柄を 対象に「経営上の重要な契約等」の記載状況を分析

近年、非財務情報の充実を企図して、有価証券報告書(有報)の改正が相次いでいる。平成30年1月には、「経営者による財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」とされ、経営者目線による財務分析の内容の記載充実が図られた。平成30年6月には「財務情報及び記述情報の充実」「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言が金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(DWG)においてなされた。そして経営方針・経営戦略等、事業等のリスクの記載の充実等からなるこの提言が反映され、平成31年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」として公布・施行された。

一方、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」も平成30年12月に公表がなされ、関係省庁において今後とも「国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現」に向け、不断の検討を続けていくとしている。

この一体的開示は法令上対応を強制されるものではないが、中長期的には投資家側の利便性の向上と、企業側の業務負担の軽減につながる事が期待されている。

当レポートでは、日経225銘柄を対象に、最新の有報と事業報告で、内容の類似性に言及されている項目の一つであり、非財務情報として有用性が高いと考えられる有報の「経営上の重要な契約等」について調査を行った。

「経営上の重要な契約等」については、開示府令において組織再編行為や技術援助契約等が記載されるが、この組織再編行為と、事業報告の「株式会社の現況に関する事項」(会社法施行規則120条)について、開示の要否について相違がないことが明確化されている。

調査の結果、該当なしの記載が88社(事業報告において、組織再編行為やその他株式会社の現況に関する事項について記載のない会社は157社)あり、記載の量・質は各社について千差万別であった。

また、記載のある企業のうち8割以上が、1頁以下の記載量であった。

「経営上の重要な契約等」の記載がある企業について、事業報告と有報の内容の類似性も調査したが、同一性を認定しうる企業は29社に限られた。

その中でも医薬品と化学の業種については、技術導入・導出契約など、概ね2頁以上を割り記載を充実させている傾向が見て取れた。

【表:経営上の重要な契約等、組織再編等の記載状況】

	有報	事業報告
記載なしの会社	88社	157社
記載量1頁以下	109社	63社

経営上の重要な契約等に該当するかの判断基準としては、取締役会の決議事項に相当する場合、事業上の依存度・拘束が著しくなる場合等が挙げられている(開示ガイドライン5-17)。また、事業報告の組織再編等の状況・その他株式会社の現況に関する事項の記載も重要なものに限られるが、各社の両開示書類の記載事項に関する部門間の意思統一等が図られているとは言えない状況が浮き彫りになった。

経営上の重要な契約については、DWGにおいて以下のような指摘がなされている。

- ・米国ではSEC提出書類の10Kや10Qの別紙などにおいて、非財務情報として詳細に説明されているが、日本では開示が限定的である(第5回の発言)
- ・記載の具体性がばらついている。契約のタイトルと締結日だけ書いているような上場会社もあれば、中身についてそれなりの具体性をもって会社に与える影響とかも分かりやすい形で開示している上場会社もある(第7回の発言)
- ・非常に抽象度の高い記述になっているが、契約の具体的中身について、もう少し株主及び投資家が、企業に与える影響・重要度・インパクトが分かるような形で、具体性を持って開示をさせることが重要(第7回の発言)

「経営上の重要な契約等」の記載内容は、投資家の意思判断に重要な影響を及ぼす非財務情報のひとつであると言え、それは将来の財務情報の補足に繋がると考えられる。そのため、一体的開示に向けては、担当部署間(法務、総務等)の情報の連携が求められてくるだろう。

また、会社側の内部統制としては重要な契約等に該当するか否か、その判断基準を各社独自に決定し、機関決定の記録・保管等の社内ルール等を整備しておくことが必要となるだろう。

非財務情報の記載の充実化という時代の流れの中で、守秘義務との関係も考えられるが、「経営上の重要な契約等」の記載についても投資家の投資判断に資するものとなることを期待したい。